

第3章 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために

【分野】 5 療育・保育

6 教育・育成

1. 健康相談の充実

《現状と課題》

発達の遅れや障害のある子どもが、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられるよう、早期にその障害などを把握することが大切です。

このため、本市では、乳幼児健診として、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診を行っており、健診未受診者への個別受診勧奨などの取組により受診率9割以上と高い水準を維持できています。健診の結果、専門的な支援が必要と思われる子どもについては、市の各種相談事業へ案内したり、幼児教育研究所や教育委員会などの各種相談窓口へ紹介するなど、その後の相談・支援へのつなぎを行っています。また、中核市移行に伴う保健所設置以降は、発達相談なども市が独自に実施することにより、よりきめ細やかな相談や情報提供が可能となりました。

このように母子保健事業を中心とした健康相談の充実に取り組んできましたが、インタビュー調査などでは、これらの相談などにつなぎにくい保護者がいることも指摘されています。

このため、今後も、乳幼児健診の受診勧奨に継続して取り組むとともに、健診から専門機関へのよりスムーズな紹介を行うなどの取組が必要です。

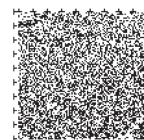
《基本方針》

◎発達の遅れや障害のある子どもに対する早期支援の窓口として、乳幼児健診などの母子保健事業の充実を図ります。

《施策の方向》

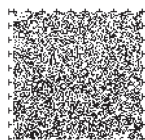
(1) 母子保健事業の充実

○乳幼児健診のさらなる受診率向上を目指すとともに、発達の遅れや障害のある子どもに対する健診後の支援体制の充実を図ります。



《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
64	4か月児健康診査、 10か月児健康診査、 1歳6か月児健康診査、 3歳児健康診査の実施	乳幼児期の疾病などを早期に発見・支援するために、4か月・10か月・1歳6か月・3歳児の健康診査を継続して行います。 ◆数値目標◆ 〈乳幼児健診受診率〉 平成24年度（実績）： 4か月：96.1%、10か月：91.8% 1歳6か月：98.8%、3歳：93.8% ⇒ 平成29年度（目標）：各健診100%	健康福祉部保健所 健康推進課
65	健診後の支援体制の充実	健診の結果、専門的な援助が必要と思われる乳幼児については、気になるお子さん相談、ことばの相談、ママパパきもち楽々相談会への案内や、幼児教育研究所や学校教育などの関係機関・部署に紹介するなど、必要な指導・支援を行います。 健診後の支援をより充実するため、保健師と保育士、臨床心理士などの専門職との連携強化を図ります。	健康福祉部保健所 健康推進課



2. 切れ目のない療育・教育体制の確立

重点施策

《現状と課題》

発達の遅れや障害がある子どもにとっては、乳幼児期から小学校・中学校・高校といった成長段階に応じつつ、一貫した支援が行われることが大切です。

しかしながら、障害者（児）生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもの保護者の約6割が乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

また、本市は、就学前の子どもなどの保育や発達支援に関する研究や相談・支援を行う療育機関として幼児教育研究所を設置していますが、利用者が増加傾向にあるため、専門的知識を有する職員の確保などによる機能強化が課題となっています。

さらに、インタビュー調査等においては、学校や専門相談機関側の意見として、支援が必要な子どもの増加傾向に対応するための人員の確保や、多様な障害に対応するための職員の専門性・資質向上が必要であること、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校といった、関係機関間の連携強化が必要であることなどがあがっています。また、障害福祉と児童福祉、教育といった行政の関係部署間の連携強化についても指摘があります。

このような現状を踏まえ、障害のある子どもに対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うしくみづくりや、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校などの関係機関間の連携強化、庁内関係部局連携による、総合的な支援体制の構築などに取り組む必要があります。

《基本方針》

◎福祉・教育・保健・医療分野の庁内外の連携を強化しつつ、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない療育・教育体制の確立に向けて取り組みます。

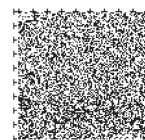
《施策の方向》

（1）乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立

○乳幼児期の療育・教育支援として、発達支援事業による相談や療育・訓練の充実を図ります。

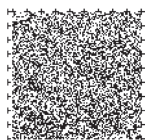
○幼児教育研究所の機能強化や、保育所・幼稚園・認定こども園・学校などとの連携強化を図ります。

○乳幼児期から学校卒業までの一貫した切れ目のない支援体制の確立に向けて取り組みます。



《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
66	発達支援事業（専門家による相談事業）の充実	<p>発達の遅れや障害のある乳幼児などに対して、医師、臨床心理士、言語聴覚士などの専門家による相談事業を実施します。</p> <p>◆数値目標◆ 〈相談者数（延べ）〉 平成24年度（実績）：710人 ⇒ 平成29年度（目標）：800人</p>	子ども未来部 幼児教育研究所
67	発達支援事業（療育・訓練事業）の充実	<p>発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、療育、訓練事業を通して、子どもの実態に応じたきめ細かな支援を実施します。</p> <p>◆数値目標◆ 〈利用者数（延べ）〉 平成24年度（実績）：7,073人 ⇒ 平成29年度（目標）：8,000人</p>	子ども未来部 幼児教育研究所
68	幼児教育研究所の機能充実 【拡充】	療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児教育研究所の機能の充実を図ります。	子ども未来部 幼児教育研究所
69	久留米市幼児教育研究推進委員会の開催（幼保小連携強化事業）	<p>幼保小の接続期の保育教育の充実のために、久留米市幼児教育研究推進委員会を中心とした合同研修会、連携担当者研修会の実施に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ 〈参加者数（幼保小連携担当者研修）〉 平成24年度（実績）：394人 平成29年度（目標）：500人</p>	子ども未来部 幼児教育研究所
70	障害児等療育支援事業	在宅の障害児に対して、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、施設等において、指導員等による日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のための必要な訓練等（未就学児については児童発達支援、就学児については放課後等デイサービス など）を実施し、障害児の心身機能の維持向上を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
71	切れ目のない支援体制の確立 【拡充】	障害や発達面での支援が必要な子どもに関する包括的支援を、幼保小の区別なく一貫して行う体制の検討・整備を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課、 子ども未来部 幼児教育研究所 教育部 学校教育課



3. 療育の充実

《現状と課題》

発達の遅れや障害がある子どもの成長においては、その障害などの特性に配慮した適切な医療や保育・教育の提供が必要です。

障害者基本法では、平成23年の法改正により、基本的施策の一分野として「療育」が新設されており、障害などのある子どもが、可能な限り身近な地域で療育を受けられるような環境整備や専門職員の育成などにより療育の充実を図ることを、国や地方公共団体に求めています。

本市では、就学前の保育や教育については、認可保育園全園で発達の遅れや障害のある子どもを受け入れているほか、私立幼稚園でも障害児受入れの取組が進められています。これらの保育・教育施設については、インタビュー調査等において、人員確保や職員の専門性向上などの課題が指摘されていることから、研修の支援など、これらの保育・教育施設に対するさらなる支援の充実が必要です。

《基本方針》

- ◎保育園・幼稚園・認定こども園と連携して、障害などのある子どもに対する就学前の保育・教育の充実を図ります。
- ◎発達障害の子どもが適切な支援を受けられるよう、関係者などに対する啓発や理解促進に取り組みます。

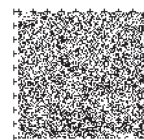
《施策の方向》

(1) 保育サービスなどの充実

- 保育園での障害児加配や職員研修を継続して行います。
- 就学後の放課後対策として、障害児放課後対策事業（放課後の預かり）や地域の学童保育所での受入れを促進します。
- 障害などのある子どもを受け入れている私立幼稚園に対して、経費補助などの支援を行います。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
72	保育園職員の障害児加配	認可保育園で障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、保育士などの加配を継続します。	子ども未来部 児童保育課
73	久留米市保育所連盟研修事業	<p>多様化する保育ニーズに適切に対処できる保育士を育成するため、公私立保育所の職員に対する研修を行います。</p> <p>◆数値目標◆ 〈参加者数〉 平成24年度（実績）：4,097人※ ⇒ ※筑後地方保育研究事業研究大会による増 平成29年度（目標）：3,800人</p>	子ども未来部 幼児教育研究所



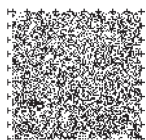
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
74	障害児放課後対策事業の充実	障害のある児童生徒を対象とした放課後対策事業を継続するとともに、空き教室以外の保育施設の確保や土曜日の活動内容などについて検討していきます。 ◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：83人 平成29年度（目標）：102人 〈利用日数（延べ）〉 平成24年度（実績）：4,597日 平成29年度（目標）：5,637日	健康福祉部 障害者福祉課
75	学童保育所指導員の障害児加配	学童保育所で障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、指導員の加配を継続します。	子ども未来部 子ども育成課
76	私立幼稚園への心身障害児教育振興補助金の交付	心身障害児が在園する市内幼稚園に対し、心身障害児教育に係る経常的経費の一部を補助します。	子ども未来部 子ども育成課

（2）発達障害などへの適切な支援

- 発達障害などに対する理解を促進するため、発達障害に関する情報提供・啓発に取り組みます。
- 幼稚園、保育園、認定こども園、学校などの教職員等に対して、発達障害などに関する研修を行います。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
77	発達面で支援が必要な子どもについての情報提供と啓発 【拡充】	広報紙やチラシ・パンフレットなどの媒体や、保健・保育・教育などの各種相談事業、講演会などを通じて、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などの発達面での支援が必要な子どもに関する情報を提供し、障害に対する知識の普及と理解促進を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
78	幼稚園教諭などへの研修の実施	幼稚園教諭などを対象に、発達障害についての研修を実施します。	子ども未来部 子ども育成課
79	学童保育所指導員などへの研修の実施	学童保育所指導員などを対象に、発達障害についての研修を実施します。	子ども未来部 子ども育成課
80	教職員などへの研修の実施	小・中学校及び高等学校や特別支援学校などの教職員を対象に、発達障害についての研修を実施します。また、保育士を対象に統合保育研修などを実施します。 ◆数値目標◆ 〈市教育委員会主催の研修会開催回数〉 平成24年度（実績）：年3回 → 平成29年度（目標）：年3回	教育部 教育センター



4. 学校教育の充実

《現状と課題》

学校教育においては、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、年齢や能力に応じ、かつ特性を踏まえた教育を、可能な限り障害のない児童生徒とともに受けることができるしくみであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。

本市ではこのようなインクルーシブ教育のための環境づくりとして、学校での訪問看護への利用料援助や学校施設のバリアフリー化、教職員に対する特別支援教育研修などの学校教育の充実に取り組んできました。

しかしながら、障害者（児）生活実態調査によると、教育に関する要望として4割強の保護者が「専門知識を持った教職員の増員」をあげており、教職員の確保やさらなる資質向上が求められていることがわかります。また、インタビュー調査等では、学校側の意見として、教職員などの人材確保や資質向上のほか、学校施設のバリアフリー化や医療的ケアなどへの配慮、視覚指導用具などの教育的ニーズに応じた支援機器の充実などの意見があがっています。

また、ともに学ぶ環境づくりを進めると同時に、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、将来の自立と社会参加を見据えて、各成長段階での教育的ニーズに最適な指導を提供できるよう、通常の学級や通級指導、特別支援学級や特別支援学校という多様な学びの場があることが大切です。

本市では、このような多様な学びの場として、通級指導教室や特別支援学校での教育の充実に努めていますが、通級指導教室の利用者増への対応など、利用者のニーズに対応した環境改善や機能充実が必要となっています。

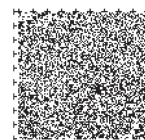
《基本方針》

- ◎教職員の人材確保や資質向上、学校施設のバリアフリー化など、障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒とともに学べる環境づくりに取り組みます。
- ◎個別の支援ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、通級指導教室や特別支援学校などの多様な学びの場の確保・充実を図ります。

《施策の方向》

（1）特別支援教育の実施

- 地域の特別支援教育の中核として久留米市特別支援学校のセンター機能の充実を図るとともに、教職員研修などにより、特別支援教育の効果的な実施を図ります。



《具体的施策》

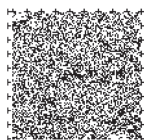
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
81	就学指導の充実	障害児の適切な就学のために、医療・福祉・心理・学校教育分野の専門委員の意見をもとに保護者への就学指導などを行います。 ◆数値目標◆ 〈就学先一致〉 平成24年度（実績）：97% ⇒ 平成29年度（目標）：99%以上	教育部 学校教育課
82	特別支援教育に関わる教職員研修	特別支援教育についての校内研修会（年1回）や市教育委員会主催の研修会を開催します。 ◆数値目標◆ 〈特別支援教育についての研修を受けた教職員の割合〉 平成24年度（実績）：90% ⇒ 平成29年度（目標）：95%	教育部 学校教育課
83	通級指導教室	通級指導教室を継続し、周知と利用促進に努めます。 ◆数値目標◆ 幼児教育研究所における保護者への通級に関する研修回数を毎年度1回以上実施	教育部 学校教育課
84	久留米特別支援学校のセンター的役割の充実	久留米特別支援学校が地域の特別支援教育の中核として機能するよう、教職員研修の充実や、関係機関とのネットワークづくりを進めます。 ◆数値目標◆ 〈校内研修会開催回数〉 平成24年度（実績）：年3回 ⇒ 平成29年度（目標）：年4回以上 〈関係機関とのネットワーク会議開催回数〉 平成24年度（実績）：年1回 ⇒ 平成29年度（目標）：年3回	教育部 学校教育課

（2）多様なニーズに対応する教育の充実

- 医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校への訪問看護等の支援に取り組みます。
- 学校卒業後の進学・就職に向けた適切な進路指導や職業教育の充実に努めます。
- 市立高校での特別支援教育の検討やスクールカウンセラーの活用などにより、障害のある児童生徒の多様なニーズに対応する教育の充実に努めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
85	学校訪問看護支援事業	医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者に対して、訪問看護を学校で利用する際の費用を補助します。	教育部 学校教育課



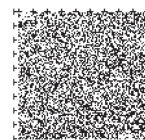
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
86	医療的ケア対応事業	久留米特別支援学校での医療的ケアを要する児童生徒への対応を充実するため、医療的ケア実施体制整備事業運営協議会を設置し、医療的ケアのあり方について検討するとともに、看護師を配置します。また、保護者待機をなくすために看護師増員に取り組みます。	教育部 学校教育課
87	進路指導・職業教育の充実	職場実習の時間中に進路指導助手を市費で配置します。また、関係機関と連携して実習先でのジョブコーチの活用を検討し、充実に努めます。 ◆数値目標◆ 〈卒業後 一般就労した生徒の割合〉 平成24年度（実績）：7% ⇒ 平成29年度（目標）：9%	教育部 学校教育課
88	市立高校での特別支援教育のあり方の検討	特別支援学級の設置や通常の学級に在籍する生徒への対応などを含め、市立高校での特別支援教育のあり方について検討します。	教育部 学校教育課
89	スクールカウンセラー活用事業	全校に配置されるスクールカウンセラーが発達障害児の教育についても適切な相談・支援を行えるよう、スクールカウンセラーの確保及び小中学校のスクールカウンセラー相互の連携に努めます。 ◆数値目標◆ 〈小・中学校、特別支援学校スクールカウンセラー配置数〉 平成24年度（実績）：各校1人 ⇒ 平成29年度（目標）：各校1人（委託20人、市常駐1人）	教育部 学校教育課

（3）学校教育施設のバリアフリー化

○小・中学校や特別支援学校、市立高校などにおいて、障害のある児童生徒に配慮した施設・設備の整備や改善に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
90	特別支援学校施設維持管理建設事業	久留米特別支援学校について、生徒の障害状況に応じた必要な設備などの整備を進めます。	教育部 学校施設課
91	小中学校施設・設備の改善	小中学校のバリアフリー化のため、学校施設定期点検や学校からの情報収集に努め、適切に対応していきます。 ◆目標◆ ・平成34年度までに全小中学校に多目的トイレ設置 ・校舎改築事業に併せエレベーターの設置に努める	教育部 学校施設課



5. 社会教育の充実

《現状と課題》

「教育」は学校だけで行われるものではなく、社会に出てからも何かを学んでいくことが大切であり、障害の有無に関わらず、そのような学びの機会が確保されることが大切です。

本市では、障害者が地域で行われる生涯学習の場に参加しやすい環境づくりとして、体育施設や校区コミュニティセンターなどのバリアフリー化、学習会などへの手話通訳派遣などに取り組んできました。

今後も、関連施設のバリアフリー化などにより、障害者が地域の中で生涯学習などに参加しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

《基本方針》

◎障害者の社会教育を推進するため、生涯学習などに参加しやすい環境づくりに取り組みます。

《施策の方向》

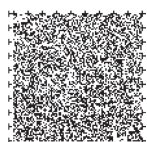
(1) 生涯学習の推進

○地域での生涯学習活動を推進するとともに、障害者がこれらの活動に参加できるよう、情報提供や受入れのための配慮に努めます。

○生涯学習センターや図書館などの生涯学習に係る施設において、障害者の利用に配慮した環境や備品などの整備に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
92	チャレンジ土曜塾の実施 【拡充】	校区コミュニティセンターなどで行われている「チャレンジ子ども土曜塾」については、各校区社会教育団体と連携して、企画・運営面や諸活動について支援を行います。	市民文化部 生涯学習推進課
93	校区コミュニティセンターでの委嘱学級や自主学級における手話通訳の実施	校区コミュニティセンターで行われている委嘱学級や自主学級において、参加者募集の際には、館報やチラシなどで手話通訳、一時保育についてPRするよう説明会で指導するとともに、これらの経費の補助を行います。	市民文化部 生涯学習推進課
94	学習活動の支援	生涯学習センターにおいて、聴覚障害者に対応できる学習室の提供など、障害者の利用に配慮した学習・活動の場を提供します。	市民文化部 生涯学習推進課
95	手話通訳者・要約筆記者派遣 (再掲：事業19)	市主催の学習会・講演会などに手話通訳者や要約筆記者を配置し、聴覚障害者の社会参加の機会の拡大と、活動の支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課、 全 庁



番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
96	点字・録音図書資料の整備充実	<p>図書館での録音図書・点字図書を充実するとともに、利用者のニーズに応えられるように音訳・点訳ボランティアの技術向上のため研修を行います。利用者からのリクエストの割合を製作図書数に反映させるとともに、プライベートサービスの充実に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ <蔵書数> 平成24年度（実績） 録音／カセット：11,157タイトル 録音／デージー：389タイトル 点字：3,581タイトル ⇒ 平成29年度（目標） 録音／カセット：11,375タイトル 録音／デージー：690タイトル 点字：3,630タイトル</p>	市民文化部 中央図書館

（2）社会教育施設などのバリアフリー化

○体育施設、文化施設などの社会教育施設などについて、障害者に配慮した施設・設備の充実に努めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
97	社会体育施設のバリアフリー化 (再掲：事業151)	<p>「スポーツ振興基本計画」(平成18年度策定)において、障害者や高齢者にとって使い勝手の良い施設の整備を意識し、生涯スポーツの振興を図るため、施設のバリアフリー化を推進します。</p> <p>◆数値目標◆ 新設施設のバリアフリー実施率100%</p>	市民文化部 体育スポーツ課
98	文化施設整備事業 (再掲：事業154)	各種文化施設において障害者の利用に配慮した施設整備に努めます。	市民文化部 文化振興課
99	校区コミュニティセンター建築費助成	校区コミュニティセンター等が障害者にとって利用しやすい施設となるよう、継続して建築費などの一部を助成します。	協働推進部 地域コミュニティ課

